

大槌町老人福祉計画・第7期大槌町介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所の整備及び運営事業者候補者選定要領

平成30年10月31日 町長決裁

(目的)

第1 この要領は、大槌町老人福祉計画・第7期大槌町介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所の整備及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）について、応募があった者（以下「応募者」という。）の中から選定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2 応募者の中から事業候補者を選定するため、第一次審査と第二次審査を行う。

- (1) 第一次審査は、民生部長寿課により応募資格及び応募書類の確認を行う。
- (2) 第二次審査は、第一次審査で選定された応募者について、審査員による応募書類の内容審査を行う。また、必要に応じ面接審査（応募者からの事業提案説明及び応募者への聞き取り審査）を行う。

(審査員)

第3 審査は、次に掲げる者が行う。

- (1) 第一次審査
 - ア 民生部長寿課長
 - イ 民生部長寿課長が指名する職員
- (2) 第二次審査
 - ア 副町長
 - イ 民生部長（本募集事業を所管する部の長）
 - ウ 民生部長寿課長（本募集事業を所管する課の長）

(選定方法)

第4 事業候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 第一次審査
応募資格を有し、提出書類に不備がない応募者を選定する。
- (2) 第二次審査
別紙により審査員3人が評価した評価点数を合計した点数（以下「総合計点数」という。）が高い順に事業候補者として選定する。ただし、総合計点数が、審査員3人の満点の審査点の合計点数の100分の60に満たない応募者は、事業目的の達成が期待できないことから選定しないものとする。

なお、総合計点数が同じ応募者が2者以上あるときは、これらの応募者の中からくじ引きによって事業候補者を選定するものとする。

(選定結果の通知及び公表)

第5 第二次審査の結果を大槌町地域密着型サービス運営委員会に諮り、委員会の意見を踏まえ事業候補者を決定した上で、全ての応募者に対し、選定結果を文書で通知する。また、事業候補者について次の事項を公表する。

(1) 事業候補者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の職・氏名

(2) 事業所の開設予定地

(庶務)

第6 選定に関する庶務は、民生部長寿課において処理する。